

月形町地域おこし協力隊（観光振興）募集要項

つきがたちょう
月形町は、北海道空知管内そらちの南西部を占める、樺戸郡最南端の人口約2,600人のまちです。北海道の主要都市である札幌市との距離は45kmで、車で約1時間の位置にあり、南東は岩見沢市、石狩川を隔てて美唄市に隣接しています。

明治14年、樺戸集治監（監獄）の設置とともに空知管内第1号の村として誕生し、基幹産業は稲作を中心とした農業で、他にメロン、スイカ、かぼちゃ、ミニトマトなどの果菜のほか、切り花の産地でもあります。

月形町においても、北海道内各地域と同様に少子高齢化による人口減少が続いており、景気の低迷とともに地域の活力も減少している状況です。

このため、月形町では、イベント出店等による町のPR活動や特産品の製造、開発に意欲のある人材を受入れ、関係団体などと協力しながら、地域活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

この地域おこし協力隊の活動終了後、月形町内において就労又は起業して定住する意欲のある方々の応募をお待ちしています。

1 募集人員

月形町地域おこし協力隊 1名

2 勤務地

月形町内

3 活動内容

月形町地域おこし協力隊の隊員は、月形町職員、町民、関係団体などと連携しながら次の活動を予定しています。なお、適性や希望などを考慮したうえで活動内容を調整します。

（1）月形観光協会の業務支援活動

- ① 観光協会事務局の運営及び一般事務
- ② 町内外における物販イベント等への出店

（2）町観光イベントの企画・運営

（3）町の新たな特産品開発に関する活動

（4）SNS等を活用した町の魅力等の情報発信に関する活動

(5) その他地域振興に関する活動

4 募集対象

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)から(8)までの要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市(条件不利地域は除く。)に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 既に他地域で「地域おこし協力隊員」として同一地域における活動が2年以上、かつ解職から1年以内であった方(ただし、委嘱を受ける前に月形町に住民票の移動を行っている場合は除く)
- (3) 原則満20歳以上
- (4) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (5) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に自身で加入し、活動中に怪我等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方。
- (6) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、インターネット、電子メール等)ができる方
- (7) 地域活性化に関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

5 任用形態及び期間

- (1) 勤務時間は、具体的な日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。活動計画を作成いただき、これに基づき活動内容や必要な日数、時間を町と調整したうえで活動に着手していただくこととします。
- (2) 月形町から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。
- (3) 採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長3年間委嘱します。

※ 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解く場合があります。

(4) 採用予定時期、活動場所等をご相談ください。

6 待遇及び福利厚生等

(1) 報酬の額は、291,500円（国民健康保険等自己負担分含む）となります。

(2) 雇用の形態ではなく、委嘱となります。健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用されません。

(3) 隊員としての活動実績が1年以上で条件を満たす場合、起業等支援補助金の交付を受けることができます。（1人につき100万円まで、10割補助、1年度限り）

(4) 活動状況、町の話、観光情報等を情報発信する際は個人のパソコン又はスマートフォン等を使用させていただきます。

(5) 活動に支障のない範囲での副業は可能です。

7 月形町地域おこし協力隊助成金交付について

「3 活動内容」に記載のある活動を行うにあたり、月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱に基づき、活動に要する経費を上限200万円まで助成します。また、助成を受けるためには、町の審査がありますのでご注意ください。

(1) 家賃については、助成金の交付対象となります。ただし入居手続きや家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費や町への転入に伴う交通費、引っ越し費用は助成金の対象外です。

(2) 地域おこし協力隊の活動に必要な車両は、自家用車（任意保険加入）の使用を基本とします。

(3) 活動に係る宿泊や移動などの旅費、外部人材の招へいに要する経費、住民や関係者との意見交換会や活動報告書等に要する経費、活動中に必要となる研修や資格取得等に要する経費、その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費等は助成金交付の対象となります。

(4) 備品（パソコン・カメラ等）の購入は助成金交付の対象となりません。ただし、賃貸借（リース）の場合は助成金交付の対象となります。

8 サポート体制 企画振興課に相談担当者を配置します。

9 応募手続き

(1) 応募期間 令和8年3月23日（月）から令和8年4月7日（火）まで

(2) 提出書類

① 月形町地域おこし協力隊応募用紙

※ 月形町のホームページからダウンロードで取得していただくか、お問い合わせ先にご連絡いただければ郵送します。

② 住民票の写し（1か月以内のもの）

③ 普通自動車運転免許証の写し（両面）

④ 障害保険証券写し

(3) 提出方法

郵送若しくは持参（提出された書類は返却しません。）

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。

(4) お問い合わせ先・提出先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町役場 企画振興課商工観光係

TEL0126-53-2325 FAX0126-53-4373

E-mail shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

10 選考

(1) 第1次選考

書類受付後、選考結果を2週間以内に文書等で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施します。日程、場所等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考通知

選考結果は、速やかに第2次選考対象者全員に通知します。

(4) その他

① 応募にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。提出された書類は返却しません。

② 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

③ 提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用し

ません。

④ 合格された方は、健康診断書を提出していただきます。